

福岡県公報

令和元年8月20日
第 31 号

目次

告示 (第227号 - 第231号)

- 土砂災害警戒区域の指定の解除 (砂防課) …………… 1
- 土砂災害特別警戒区域の指定の解除 (砂防課) …………… 1
- 土砂災害警戒区域の指定 (砂防課) …………… 1
- 土砂災害特別警戒区域の指定 (砂防課) …………… 2
- 保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) …………… 2

公告

- 都市計画の図書の写しの縦覧 (都市計画課) …………… 2
- 都市計画の図書の写しの縦覧 (都市計画課) …………… 2
- 都市計画の図書の写しの縦覧 (都市計画課) …………… 3
- 県営土地改良事業計画の変更決定 (農村森林整備課) …………… 3
- 特定開発行為の許可に係る対策工事等の完了 (砂防課) …………… 3
- 意見公募手続を実施しなかった理由等の公示 (財政課) …………… 3

公安委員会

- 駐車監視員資格者講習の実施について (警察本部交通指導課) …………… 3
- 福岡県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則 (警察本部警務課) …………… 5
- 福岡県警察職員の配置定員に関する規則の一部を改正する規則 (警察本部警務課) …………… 5

告示

福岡県告示第227号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき指定した土砂災害警戒区域（平成25年3月福岡県告示第416号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第6項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和元年8月20日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
松ヶ浦	糟屋郡須恵町大字須恵（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面1は省略し、その図面を須恵町役場に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第228号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき指定した土砂災害特別警戒区域（平成25年3月福岡県告示第417号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和元年8月20日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
松ヶ浦	糟屋郡須恵町大字須恵（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面1に記載する表のとおり

備考 別紙図面1は省略し、その図面を須恵町役場に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第229号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

令和元年8月20日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
松ヶ浦	糟屋郡須恵町大字須恵（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面1は省略し、その図面を須恵町役場に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第230号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和元年8月20日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
松ヶ浦	糟屋郡須恵町大字須恵（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面1に記載する表のとおり

備考 別紙図面1は省略し、その図面を須恵町役場に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第231号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和元年8月20日

福岡県知事 小川 洋

- 保安林予定森林の所在場所
朝倉市黒川字黒松715、736、738、768から770まで、698の1（次の図に示す部分に限る。）
- 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件**(1) 立木の伐採の方法**

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字黒松698の1・738・768から770まで（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。）

公 告**公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により北九州市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和元年8月20日

福岡県知事 小川 洋

北九州広域都市計画用途地域の変更（令和元年7月5日北九州市告示第78号）

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により北九州市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和元年8月20日

福岡県知事 小川 洋

北九州広域都市計画地区計画の変更（令和元年7月5日北九州市告示第79号）

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により飯塚市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和元年8月20日

福岡県知事 小川 洋

筑豊広域都市計画特別用途地区の変更（令和元年7月11日飯塚市告示第78号）

公告

県営土地改良事業計画を変更したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

令和元年8月20日

福岡県知事 小川 洋

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
県営山川2期地区土地改良（区画整理）事業変更計画書の写し	令和元年8月20日から 令和元年9月18日まで	みやま市役所

公告

次の特定開発行為の許可に係る対策工事等が完了したので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第18条第3項の規定により公告する。

令和元年8月20日

福岡県知事 小川 洋

開発区域（工区）に含まれる地域の名称	特定開発行為の許可を受けた者の住所 及び氏名（名称）
--------------------	-------------------------------

土砂災害特別警戒区域
松ヶ浦地区北九州市小倉北区明和町9番1号
株式会社海王
代表取締役 竹下 弘実

公告

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第2号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで福岡県立公文書館条例施行規則等の一部を改正する規則（令和元年福岡県規則第18号）の制定を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県総務部財政課に備え置きます。

令和元年8月20日

福岡県知事 小川 洋

1 意見を募集しなかった理由

今回の改正は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成24年法律第69号）が令和元年10月1日から施行されること等に伴い、使用料の額等の改定を行ったものであり、福岡県行政手続条例第37条第4項第2号に該当するため、同条例に定める意見公募手続を実施しなかったものです。

2 規則の公布日

令和元年8月20日

公安委員会

福岡県公安委員会告示第176号

道路交通法第51条の13第1項第1号イに規定する講習（以下「駐車監視員資格者講習」という。）を次のとおり実施するので、確認事務の委託の手続等に関する規則（平成16年国家公安委員会規則第23号）第6条の規定により公示する。

令和元年8月20日

福岡県公安委員会

1 駐車監視員資格者講習の期日、時間及び場所

	講習期日	講習時間	講習場所
講義	令和元年10月10日(木)及び同年10月11日(金)の2日間	午前9時00分 } 午後5時30分	福岡市博多区吉塚本町13番55号 博多サンヒルズホテル
修了 検査	令和元年10月17日(木)	午前9時00分 } 午後0時00分	

2 申込み受付期間

令和元年8月20日(火)から令和元年9月20日(金)まで(福岡県の休日を定める条例(平成元年福岡県条例第23号)第1条第1項に規定する県の休日を除く。)の午前9時00分から午後5時45分までの間

3 申込み場所

福岡県警察本部交通部交通指導課及び福岡県内の警察署(交番、駐在所等では受理しない。)

4 申込みに必要な書類等

- (1) 駐車監視員資格者講習受講申込書 1通
上記申込み場所で交付を行うほか、福岡県警察ホームページからも印刷可能
- (2) 写真 1枚(6箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦3cm×横2.4cm大)
- (3) 運転免許証、パスポート等の身分証明書

5 講習受講手数料

20,000円(申込み時に福岡県領収証紙により納付)

6 申込み要領等

- (1) 受講申込みは、裏面に氏名及び撮影年月日を記入した写真を所定の位置に貼付し、必要事項を記入した駐車監視員資格者講習受講申込書を持参の上、受講者本人が行うこと。代理人が受講申込みを行うこともできるが、その場合は、受講者本人の委任状及び受講者の身分証明書の写しを併せて持参すること。
- (2) 受講可能人員は60人であるので、申込み期間中であっても、定員に達したときは、申込み受付を締め切る場合がある。

- (3) 申込み受付後、福岡県警察本部交通部交通指導課から受講者宛に駐車監視員資格者講習受講票を郵送する。

7 留意事項

- (1) 講習を受講して駐車監視員資格者講習修了証明書の交付を受けても、駐車監視員資格者証の交付申請の際に、道路交通法第51条の13第1項第2号に規定する欠格事由に該当する場合は、駐車監視員資格者証の交付を受けることはできない。
- (2) 上記(1)に規定する欠格事由
 - ア 18歳未満の者
 - イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
(道路交通法改正(令和元年6月14日公布)により、令和元年12月14日施行日から破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者のみになり、成年被後見人若しくは被保佐人の欠格事由は削除します。)
 - ウ 禁錮以上の刑に処せられ、又は道路交通法第119条の2第1項第3号の罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
 - エ 集团的に、又は常習的に確認事務の委託の手續等に関する規則(平成16年国家公安委員会規則第23号)第3条各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為を行うおそれがあると認めるに足る相当な理由がある者
 - オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であって、当該命令又は指示を受けた日から起算して2年を経過しないもの
 - カ アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者
 - キ 精神機能の障害により確認事務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
 - ク 駐車監視員資格者証の返納を命ぜられ、その返納の日から起算して2年を経過しない者
- (3) 駐車監視員資格者証を取得しても、確認事務の委託を受けた法人に属さない限り、実際に駐車監視員としての活動を行うことはできない。

8 その他

- (1) 受講者は、講習期間中、筆記具及び駐車監視員資格者講習受講票を必ず持参すること。
- (2) 講習会場への自家用車による来場を禁止する。
- (3) 講習の詳細については、福岡県警察本部交通部交通指導課（取締企画第二係（電話092-641-4141内線5125））に問い合わせること。

福岡県公安委員会規則第10号

福岡県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和元年8月20日

福岡県公安委員会

福岡県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

福岡県警察の組織に関する規則（平成6年福岡県公安委員会規則第24号）の一部を次のように改正する。

第19条第4号中「（核燃料物質等については、警備課の所掌に属するものを除く。）」を削る。

第45条第1項中「G20サミット対策課」を削る。

第49条第3号中「核燃料物質」の次に「及び特定放射性同位元素」を加え、同条中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 特定物質及び特定病原体等を使用したテロリズムが行われることを防止するための特定物質及び特定病原体等の防護に関すること。

第51条を次のように改める。

第51条 削除

附 則

この規則は、令和元年8月28日から施行する。ただし、第19条及び第49条の改正規定は、令和元年9月1日から施行する。

福岡県公安委員会規則第11号

福岡県警察職員の配置定員に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布

する。

令和元年8月20日

福岡県公安委員会

福岡県警察職員の配置定員に関する規則の一部を改正する規則

福岡県警察職員の配置定員に関する規則（昭和46年福岡県公安委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第2条各号を次のように改める。

(1) 警察本部

警察官 3,881人

警察行政職員 587人

(2) 警察署

警察官 7,234人

警察行政職員 318人

附 則

この規則は、令和元年8月28日から施行する。